

代車使用時のご注意

1. 事前にお客様のお申し出がございましたら、代車を貸し出し致します。別途ご案内する代車車利用規約（同意書）をご理解のうえ、ご署名お願いします。
2. 代車貸出し中はお客様自身のお車と同等の義務が発生します。交通違反や交通事故等で当社に責任がない場合、お客様にご負担頂きます。
3. 代車の運転は代車利用規約にご署名頂いた本人に限るものとします。もし他者が運転する可能性のある場合には、必ず事前に申告と運転される全員分の運転免許証コピーの提示が必要となります。
4. 代車の燃料はお客様ご負担となります。ご利用される場合にはガソリンを補給してください。
5. 14 営業日以上になることが見込まれる場合には、一旦ご返却をお願いすることがございますのでご了承ください。
6. 代車の使用にあたり次の行為はお断り致しております。
(1) 喫煙 (2) ペットの同乗 (3) 灯油の積込み (4) お申込み者以外の方が運転すること。
7. 代車を汚損、損壊、又は鍵その他備品の紛失等が発生し、クリーニングや修理、車両入替が必要となる場合、その実費をご請求致します。また、その車両を利用出来ない期間が発生する場合、代車使用不能損害として別途 3 万円をご請求致します。
8. 代車貸し出し中に交通違反をされた場合は、お客様の責任の下速やかに反則金の納付を行なってください。後日、オートセールス龍へ督促請求があった場合はお客様へ請求させて頂きます。
9. 代車で事故を起こした場合は、すぐに警察へ連絡して現場検証の後、交通事故証明書を発行してください。また同時にオートセールス龍へもご連絡ください。
10. 代車で事故を起こした場合、自動車保険についてはお客様ご加入の保険を利用して頂きますが、保険でカバーできない分はその実費をご請求いたします。 また、その車両を利用出来ない期間が発生する場合、代車使用不能損害として別途 3 万円（税別）をご請求致します。
11. 自動車保険（他車運転特約付き）に未加入の場合には、代車をご利用頂くことはできません。
12. お客様が、前項までの規約を遵守しないことにより、オートセールス龍へ与えた場合には、相当の損害賠償請求を行う場合があります。

車検でお預かり中にもお車が必要なお客様には、代車を無料でご用意させていただいておりますので、ご予約時にお申し付けください。

- ・代車の貸出は自動車保険（任意保険）に加入されているお客様限定のサービスです。任意保険未加入のお客様へは貸出できませんので予めご了承ください。
（任意保険とは、お客様で任意に加入されている自動車保険のことです。強制的に加入が義務付いる自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）とは異なります。）

下記をご用意頂けなかった場合には、代車の貸し出しができませんので
予めご了承ください。

1. 本人確認書類

貸し出し時のご対応者様のご本人確認書類として運転免許証をご用意ください。
運転されない方がご対応される場合は、健康保険証、パスポート等でも可。

2. 運転免許証

ご対応者様以外の方が運転される場合、代車を運転される方の免許証コピーを
ご用意ください。
法人様など複数名運転の可能性がある場合には運転される方全員分)

3. 自動車保険証券（任意保険）

× 自賠責保険証（自動車損害賠償責任保険）とは異なりますのでご注意ください。

インターネット保険で、紙の証券が発行されていない場合は、契約内容の画面を印刷したものや、アプリの画面等をご用意ください。

「他車運転特約」または「臨時代替自動車特約」付きの自動車保険に限ります。

個人契約の場合、原則として自動付帯しています。法人契約の場合には付帯していない場合がございますのでご確認ください。